

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
主要行等向けの総合的な監督指針	主要行等向け監督指針
中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針	中小・地域金融機関向け監督指針
信用金庫法	信金法
犯罪による収益の移転防止に関する法律	犯収法
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令	犯収法施行令

№	コメントの概要	金融庁の考え方
全般		
1	各金融機関がいつまでに約款の見直しを行い、いつまでに改定された約款を顧客（既存顧客を含む）に適用するかについては、明確な定めはないとの理解でよいか。その場合、既存顧客への影響を踏まえた適切な周知期間などを考慮の上、各金融機関の判断でスケジュールを決定することでよいか。	改正後の監督指針の内容については、顧客に周知の上で、速やかに対応いただく必要がありますが、約款等やサービス利用方法の変更等は、既存の顧客にも多くの影響があることから、直ちに対応完了まで求めるものではなく、具体的な年限を定めているものではありません。なお、各金融機関における改正後の監督指針の内容の対応状況については、適宜のタイミングでフォローアップを行っていきたいと考えております。
2	監督指針改正後の約款等の見直し適用までの想定スケジュールをお示しいただきたい。	
3	貸金庫規定の改定後、既存顧客に対して、一定期間の間に新たに明確化した格納禁止物の取り出しなどを行って頂くといった措置は必要になるか。必要となる場合、対応期限の考え方を教えて頂きたい。	
4	改正後の監督指針の対応状況に関し、金融庁として金融機関のモニタリングはどのように想定しているか。	
5	金融機関が貸金庫業務を外部委託する場合、金融機関には委託先が当該監督指針の内容を遵守できる態勢等が整備されているかの確認が求められ、かつ、遵守が難しいとの判断となった場合は外部委託をすべきではないという理解でよいか。	銀行が第三者に業務を委託する場合、当該業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置が求められており（銀行法第12条の2第2項、銀行法施行規則第13条の6の8）、貸金庫業務を委託する場合には、委託元において、委託先で監督指針に沿った貸金庫の適切な運営のために必要な態勢等が整備されているかについて検証し、監督する必要があります。 なお、外部委託を行う場合には、主要行等向け監督指針Ⅲ-3-3-4、中小・地域金融機関向け監督指針Ⅱ-3-2-4にもご留意ください。
6	<p>今回の「主要行等向けの監督指針」等の一部改正（案）の趣旨は「貸金庫」に関わる、主に、1. 「貸金庫内の顧客資産の窃盗等の行員による不正等」、2. 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の不正な目的で利用されるリスク」に対応するための業務の適切性と事案の公表等を求めるものと理解しています。</p> <p>「貸金庫内の顧客資産の窃盗等の行員による不正等」に関しては、貸金庫に関わる業務委託先「貸金庫の保守・修理等を行う業務委託先等」まで管理態勢を広げて明文化し、「貸金庫内の顧客資産の窃盗等の行員等による不正等」若しくは「貸金庫内の顧客資産の窃盗等の行員・業務委託先による不正等」等とすることを検討していただきたいと思います。</p> <p>特に「中小・地域金融機関」においては、（全自動）貸金庫の保守・修理等に関して、行員が鍵等を解錠するものの、業務委託先による入室後の作業に関しては立会いや、カメラ（全自動貸金庫内等）による撮影等がされておらず、行員等が関知して</p>	

№	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>いない場合があります、可能性として業務委託先従業員による不正等も考えられます。</p> <p>明文化することにより、「金融機関から業務の委託を受けた者に対する検査について」（金融検査に関する基本指針）の対象であることが、「中小・地域金融機関」にも周知され、顧客からの信頼を確立・維持するためにもなると思います。</p>	
7	<p>中小・地域金融機関向け監督指針Ⅱ-3-1-8「貸金庫に関するコンプライアンス」に記載されている内容は、コンプライアンス、法令等遵守の観点に限らず、マネロン・テロ資金供与対策におけるリスクベースアプローチ、金融機関の経営判断の観点からの内容も含むため、タイトルにおいてコンプライアンスと限定する表記とすることは問題である。例えば、貸金庫サービス提供に当たってのコンプライアンス・リスク管理等、といった表記修正が必要である。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。原案でも金融機関による貸金庫業務の適正化を図るために必要な着眼点が示されていることは明らかと考えますので、原案のとおりとさせていただきます。</p>
8	<p>中小・地域金融機関向け監督指針Ⅱ-3-1-8-1 第一段落第三文における「貸金庫内の顧客資産の窃取等の行員による不正等」と同指針Ⅱ-3-1-8-2（3）第二段落の「貸金庫からの顧客資産の窃取・横領事案」について、その範囲が一致する場合、これは不祥事件として届出の対象となる（信金法第87条第1項第6号、同法施行規則第100条第1項第35号・同条第7項第1号）、届出の過程で「再発防止に向けた対策」は検討し「講じ」ますので（中小・地域金融機関向け監督指針別紙様式4-26の2）、記載自体が重複となるのではないかと。</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、金庫等の役職員による横領その他の犯罪行為等の不祥事件が発生したことを知った場合は金融庁又は財務局への届出事由となります。</p> <p>今般の改正は、金融機関による貸金庫業務の適正化を図るために必要な着眼点について監督指針で示したものであるところ、分かりやすさの観点から、「貸金庫に関するコンプライアンス」の項目を新設し、関連する事項をまとめて示したものです。</p>
9	<p>中小・地域金融機関向け監督指針Ⅱ-3-1-8-2（2）①は「Ⅱ-3-1-3-1-2を参考にしつつ」ではなく、同指針Ⅱ-3-1-3-2に組み入れたほうが体系として素直であり、貸金庫のみ独立させて記載するのは不自然かと思えます。貸金庫のみ独立させた記載としたい理由について教えてください。</p>	
10	<p>管理態勢強化やマネロン等のリスクへの対応を鑑み、顧客利便性を著しく損なわないように注意しながら、各行の判断によって、貸金庫サービス設置拠点を一定数絞っていくことに問題はないかと。</p>	<p>どのようなサービスを提供するかについては、各金融機関の経営判断によるものと考えます。</p>
11	<p>監督指針改正を踏まえた対応により、新規受付の停止、取扱店舗の削減、手数料の改定を行うことも想定されるが、各行の経営判断で実施するものと理解してよいか。</p>	

№	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>また、実務上運営を続けるのが困難と判断した場合、貸金庫サービスから撤退することも想定される。サービスを維持するかは各行の経営判断であると理解してよいか。</p>	
12	<p>「例えば」から記載されている例示については、あくまで例示であり、具体的な方法は、各着眼点の趣旨に照らして、各金融機関に応じてリスクベースで判断・整備・運営されるものとの理解でよいか。</p>	<p>「例えば」で記載している内容は、いずれも例示であり、必ずしも当該方法で実施されるべきとするものではありません。どのような対応を行うかについては、各着眼点の趣旨や提供する貸金庫の形態等を踏まえて、各金融機関において検討いただく必要があると考えます。</p>
13	<p>各項目で示されている対応事項の例示は、ハード面の制約やコスト面等から全て対応するのは困難。これらはいくまでも例示であり、全ての対応を実施する必要はないと理解してよいか。</p>	
<p>主要行等向け監督指針 Ⅲ－３－１－８－１ 中小・地域金融機関向け監督指針 Ⅱ－３－１－８－１</p>		
14	<p>「貸金庫においては、(中略)マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の不正な目的で利用されるリスクがある。」については、貴庁の管轄外の論点となり恐縮ですが、犯収法上、特定事業者に倉庫業者は含まれていないものと認識しております。倉庫業者についても特定事業者に含む必要がないか、ご検討いただければ幸いです。</p>	<p>倉庫業者に関しては、金融庁の所管外の事項であり、金融庁からの回答は差し控えさせていただきます。</p>
15	<p>「顧客資産を安全に保管し」との表現が示されているが、これは適切ではない。貸金庫サービスにおいては、金融機関は顧客に資産の保管スペース(貸金庫)を貸与しているに過ぎず、顧客資産を預かって保管しているのではない。顧客資産は顧客自身が貸金庫スペースで保管しており、だからこそ金融機関にとって、「顧客が貸金庫で保管している物品を把握していない」状況が発生する。</p> <p>当該箇所は「顧客がその資産を安全に保管し」等と、顧客が保管の主体であることを明記した表現とすべきである。</p>	<p>貸金庫について多様な形態があることは承知しておりますが、当該記載をもって、貸金庫の実体法上の整理に係る金融庁の見解を何らか示すものではありません。</p>
16	<p>付随業務に関する表記は、以下のように、他の項目、中小・地域金融機関向け監督指針Ⅲ－４－２－２「その他の付随業務」等の取扱いと表記を合わせるべきである。</p> <p>修文 銀行は、銀行法第10条第2項の業務の一形態として、貸金庫サービスを提供している。</p> <p>原文 銀行は、銀行法に基づく付随業務の一形態として貸金庫サービスを提供している。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。原案でも文意は明らかであることから、原案のとおりとさせていただきます。</p>

№	コメントの概要	金融庁の考え方
17	「金融機関において貸金庫の適切な運営に必要な態勢等を整備すること」の、等、には、何が含まれるか。態勢以外に何を整備すればよいのか。あるいは、態勢以外の整備を想定していないのであれば、等、については削除いただきたい。	(1)④の定期的な点検・確認や(2)②の約款等の定期的な見直し、③の利用目的等の確認も含まれるため「態勢等」としております。
18	信用金庫・信用組合などの協同組織金融機関の職員が含まれることの明確化の観点から、行員等、としてはどうか。	原案のとおりとさせていただきます。なお、信用金庫・信用組合などの協同組織金融機関に関しては、中小・地域金融機関向け監督指針Ⅴ-3-6-2及びⅤ-4-7-2に記載のとおり、必要に応じ、適宜、技術的に読み替えを行うこととなります。
19	用語の使い分けに意図がない箇所については、貸金庫サービス、に統一してはどうか。	ご指摘を踏まえ、主要行等向け監督指針及び中小・地域金融機関向け監督指針の記載を「貸金庫」に統一する修正を行いました。
20	第一段落第三文における「貸金庫内の顧客資産の窃取等の行員による不正等」と中小・地域金融機関向け監督指針Ⅱ-3-1-8-2(3)の「貸金庫からの顧客資産の窃取・横領事案」について、その範囲は一致するか、一致しない場合、どの範囲で重なり合いが生じてどの範囲で重ならないのか教えてください。	「貸金庫内の顧客資産の窃取等の行員による不正等」については、「貸金庫からの顧客資産の窃取・横領事案」が主に想定されるものになりますが、貸金庫において生じ得る不正等のおそれについて述べたものであり、行員によるあらゆる不正な行為が含まれます。
主要行等向け監督指針 Ⅲ-3-1-8-2(1) 中小・地域金融機関向け監督指針 Ⅱ-3-1-8-2(1)		
21	①、③の記載の内容について、いずれも貸金庫の入退室・開閉等に関する事項であるが、それぞれの記載の趣旨をご教示頂きたい。①は手続・規定の整備、③は、①で整備した手続・規定を遵守するための管理に関する記載という理解で相違ないか。	①の趣旨は、行員が単独で貸金庫の入退出・開閉等ができないような手続や規程の整備を求めるものであり、③の趣旨は、貸金庫の入退室・開閉等に関して、①で定めた手続や規程の実施を含めて事後的に検証が可能な方法により管理することを求めるものです。
22	①の「貸金庫の入退室・開閉等に関する手続や規定（例えば、貸金庫入室時に複数人による確認を要する手続等）を整備すること。」については、表現が分かりにくい。顧客入室時にも複数人による確認を要するのか。行員に関してであれば、行員が入室時にと追記した方が分かりやすい。	「貸金庫入室時に複数人による確認を要する手続」とは、行員の貸金庫への入室時に複数人による確認を行うことを想定しております。 (1)は、行員による不正等を防止するための管理態勢に関する着眼点を示しているところ、①が行員による貸金庫の入退室・開閉等に関する手続や規程の整備の観点を記載していることは明らかであると考えますので、原案のとおりとさせていただきます。
23	例示の「貸金庫入室時に複数人による確認を要する手続」は、行員複数人による貸金庫室への立ち入りを指すのではなく、行員単独による貸金庫室への入退出もしくは貸金庫の開閉ができないような措置（複数名による承認手続を必須とする	①の趣旨は、行員が単独で貸金庫の入退出・開閉等ができないような手続や規程の整備を求めるものです。 なお、①に「例えば」で記載している内容は例示であり、必ずしも当該方法で実施されるべきとす

№	コメントの概要	金融庁の考え方
	等)を講じることを指しているかと理解してよいか。	るものではありません。どのような手続や規程を整備するかについては、当該趣旨や提供する貸金庫の形態等を踏まえて、各金融機関において実効的な方法を検討いただく必要があると考えます。
24	「(貸金庫入室時に複数人による確認を要する手続等)を整備すること」とあるが、貸金庫室内に顧客格納物を確認可能なカメラの設置等を整備することで、管理態勢の整備とすることができるか。	
25	①及び②について、「貸金庫の入退室・開閉等に関する手続や規定」、「貸金庫の予備鍵を含む重要物の保管方法(…)に関する規定」とありますが、内容としては職員を対象にした内部規程であり、貸金庫利用客の適用を前提としていないため、「規定」ではなく「規程」とした方が良いと思います。	ご指摘を踏まえ、主要行等向け監督指針及び中小・地域金融機関向け監督指針を修正しました。
26	②の「貸金庫の予備鍵を含む重要物」とは、貸金庫の予備鍵以外には具体的に何を指しているのか。	②の「重要物」に何が含まれるかについては、各金融機関における個別具体的な管理態勢を踏まえて判断されるべきものと考えますが、例えば、貸金庫の入退室・開閉の記録等も含まれるものと考えます。
27	予備鍵以外の「重要物」は、どのようなものが想定されるか。例えば、貸金庫サービス運営にあたり利用する鍵(貸金庫室の鍵等)は該当すると理解してよいか。それ以外にも「重要物」として想定しているものがあればお示しいただきたい。	
28	予備鍵の保管方法として「本部等で一括管理する方法」が例示されているが、「本部等」には、倉庫会社等の外部企業への保管管理の委託も含まれているという理解でよいか。	②の「予備鍵を本部等で一括管理する方法」は、貸金庫を設置している支店等の営業所以外で予備鍵を管理することで、容易に行員が貸金庫への入室・貸金庫の開錠等を行うことを防止する有効な方法の一例として示したものであり、必ずしも当該方法で実施されるべきとするものではありません。
29	「貸金庫の予備鍵を含む重要物の保管方法に関する規定を策定すること」とあるが、予備鍵を金庫で保管せずお客様に正鍵および副鍵を交付する考え方は有効か。	どのような保管方法とするかについては、提供する貸金庫の形態等を踏まえて、各金融機関において実効的な方法を検討いただく必要があると考えます。
30	<p>「貸金庫の予備鍵を含む重要物の保管方法」において、以下の方法について、当該監督指針として有効な保管方法とみなされるのか、留意事項等があればご教授いただきたい。</p> <p>a 貸金庫の副鍵を保管している金庫の鍵の管理を本部一括管理とする方法(副鍵自体は営業店で保管)</p> <p>b 貸金庫の副鍵も借主の保管へ変更する</p>	ご質問の方法も有効な方法となり得ると思いますが、外部に委託する場合には委託先を適切に管理する必要があることには留意が必要と考えます。

№	コメントの概要	金融庁の考え方
31	<p>予備鍵の本部での一括管理に関して記載されているが、予備鍵の使用時の搬送による紛失リスクおよび顧客の利便性が損なわれる。以下のようなシステム等の対策を講じたうえで、取扱店にて保管する方法も考えられるのではないかと。</p> <p>例えば、本部から管理者権限による制御が可能であり、予備鍵の使用申請時に、一時的に取扱店職員に権限を付与し、使用後に権限抹消を行うことで不正利用防止を行う。ログ管理を行えることから、事後の検証も可能である。</p>	
32	<p>営業店で予備鍵を保管しない場合、税務当局や警察等の捜査当局から貸金庫の開扉を求められてもすぐには対応できない。この点について、関係省庁間で情報連携いただきたい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
33	<p>例示として挙げられている「開閉の記録の作成・保存」について、全自動貸金庫・半自動貸金庫においては、社員が入退室に関与しておらず、開閉記録は貸金庫システムのログが自動的に作成・保存している。行員が開閉記録を作成・保存しているものではないが、そのシステムのログ（履歴）を検証する事務手続きとすることで問題ないと理解してよいか。</p>	<p>③の趣旨は、貸金庫の入退室・開閉等に関して、事後的に検証が可能な方法により管理することを求めるものです。</p> <p>なお、③に「例えば」で記載している内容は、いずれも例示であり、必ずしも当該方法で実施されるべきとするものではありません。</p> <p>どのような方法により管理を実施するかについては、上記趣旨や提供する貸金庫の形態等を踏まえて、各金融機関において検討いただく必要があると考えます。</p>
34	<p>「例えば、貸金庫入室時に複数人による確認を要する手続等」や「例えば、開閉の記録の作成・保存、貸金庫前の防犯カメラの設置、貸金庫入室時の生体認証の導入等」とあるが、全自動貸金庫においてはビジネスモデルが成り立たない。</p>	<p>防犯カメラによる撮影の方法等については、例えば、行員の貸金庫への入退室又はその開閉の様子を撮影することが考えられますが、上記趣旨や提供する貸金庫の形態等を踏まえて、各金融機関において実効的な方法を検討いただく必要があると考えます。</p>
35	<p>「貸金庫入室時の生体認証の導入等」が示されているが、セーフティーケース（保護函）の場合、開閉に際して基本的に職員が介在している。このようなケースの場合は同項目において例示されている、「開閉の記録の作成・保存」等で対応すればよいか。</p>	<p>貸金庫の開閉の記録や防犯カメラで撮影した映像等の保存期間については、上記趣旨や提供する貸金庫の形態等を踏まえて、各金融機関において、他の業務における書類等の保存期間も参考に検討いただく必要があると考えます。</p>
36	<p>例示の「貸金庫前の防犯カメラ」について、行員による不正等の防止の観点から、貸金庫を設置する部屋の出入り口に向けた防犯カメラを設置し、貸金庫室へ入退室する様子を撮影することを目的としていると理解してよいか。</p>	
37	<p>例示の「貸金庫前の防犯カメラ」について、行員が貸金庫室内から個別保管箱を取り出して来店客のところまで運搬する形式の貸金庫（簡易貸金庫）における防犯カメラの撮影範囲の想定があればお示しいただきたい。</p>	

№	コメントの概要	金融庁の考え方
38	<p>例示の「貸金庫前の防犯カメラの設置」による貸金庫の入退室・開閉等に関する管理は、貸金庫室入口扉を外側からカメラで撮影することや、貸金庫室内に防犯カメラを設置し撮影することが考えられると理解してよいか。</p>	
39	<p>貸金庫前ではなく、貸金庫室内に防犯カメラを設置する場合の留意事項があれば、ご教授願いたい。</p>	
40	<p>貸金庫室の入室記録、鍵の利用履歴、開閉記録、顧客から受領する貸金庫の開庫依頼書等の保存期限については、各行で判断すべきものと考えているが、金融庁として想定している目安（最低保管期限等）があればお示しいただきたい。</p>	
41	<p>③で、例示に「貸金庫前の防犯カメラの設置」とあるが、画像の保存を必須とするのか。撮影した映像等の保存期限は各行で判断すべきものと考えているが、保存期間の目安はあるのか。</p>	
42	<p>例に、「入室目的の記録の作成・保存」もあると良いのではないかと思われた。（そのようなものがあると、運用時の安全性がより向上するのではないかと考える（その様な手間がある分、不正の発生の抑止が行え（複数人での確認もより行いやすくなるはずと思われる。振り返りにも有用であろう。）、関係者以外の不正もより少なく出来るのではないかと考える。生体認証について、指紋等では認証を欺かれる可能性があるのではないかとと思われるが、そのような手間によっての問題発生抑止はその様な場合でも機能するのではないかと考える。）。運用の際にはテンプレート的な選択肢があればそう難無く運用可能なのではないかとと思われる。）</p>	
43	<p>例示の「防犯カメラの設置」は、適切な貸金庫の管理を実施するための内部管理態勢の整備の文脈では「カメラによる撮影」と表記されている。両者とも「防犯カメラを設置して撮影する」ことを意図していると考えるが、表現が異なる理由はあるか。</p>	<p>（２）③では、貸金庫がマネー・ローンダリングや不正な目的等に利用されていないかを確認するための必要な管理態勢として例示しているものであるところ、必ずしも「防犯カメラ」という用語が適さないため原案のとおりとしております。</p>
44	<p>④の本部等による定期的な点検・確認は、その頻度や具体的に点検・確認すべき事項、具体的方法は各金融機関が運営実態に応じてリスクベースで判断するものとの理解でよいか。</p>	<p>本部等による定期的な点検・確認の頻度及び内容等については、各金融機関において、検討いただく必要があると考えますが、④の「上記を含む支店等の営業所での貸金庫の管理態勢に対する本部等による定期的な点検・確認」に記載のとおり、①から③までの着眼点に沿った規程等の整備及びその運用が適切に実施されているかについては少なく</p>

№	コメントの概要	金融庁の考え方
		とも点検・確認事項としていただく必要があると考えます。
45	「本部等による定期的な点検・確認」には、支店等の営業所で実施する「自店検査」も含まれていると理解してよいか。本部による点検・確認に限定されてしまうと、リソース面から機動的な点検・確認が困難になる可能性がある。	④の「本部等による定期的な点検・確認」には、自店検査は含まれず、本部又は管理機能を備えた営業所等の点検・確認が行われる営業所以外の者による点検・確認が必要と考えます。
46	<p>監督指針に対応すべく相応の設備投資や管理態勢強化施策の実施が想定される。</p> <p>監督指針に沿った管理態勢の見直しを進める中で、約款を変更し、貸金庫手数料（引き上げ等を想定）やその他予備鍵の取扱（予備鍵管理の第三者委託、予備鍵の廃止等を想定）についても変更してもよいか。</p>	貸金庫業務の適正化を図るために必要な管理態勢の継続的・段階的な整備やこれに伴う必要な貸金庫の約款等の変更等については、各金融機関において判断の上で適切に対応いただく必要があると考えます。
47	顧客から貸金庫内の保管物品について盗難のおそれがある旨申し出があった場合には安易にそれを否定することなく、今回の監督指針改正の趣旨もふまえ、申し出の事実について適切に記録し、盗難の可能性がないかを、入退室記録やカメラ画像等記録の確認及び他の顧客から同様の申し出がないか等の調査を行って、その記録を一定の長期間保存し、同様事案の発生がないかを調査できるようにしておくべきである。	貴重なご意見として承ります。
48	主な着眼点の管理態勢については同感です。	貴重なご意見として承ります。
主要行等向け監督指針 Ⅲ－３－１－８－２（２） 中小・地域金融機関向け監督指針 Ⅱ－３－１－８－２（２）		
49	①で、主要行等向け監督指針Ⅲ－３－１－３－１－２を参考にしつつ、「取引時確認」「取引記録等の保存」を適切に行うための内部管理態勢の構築が求められているが、本改正に伴って追加的に具体的な対応を想定しているものはあるか。	<p>①は、貸金庫の貸与を行うことを内容とする契約の締結が特定取引に該当することを踏まえて、犯収法上求められる措置を適切に行うための内部管理態勢を構築することについて確認的に示しているものです。</p> <p>追加的な対応が必要かどうかについては、各金融機関において、現状の内部管理態勢を踏まえて貸金庫に関する犯収法上求められる措置を適切に行うことが可能かという観点で、検討いただく必要があると考えます。</p>
50	（２）の適用対象は、今後新たに貸金庫を契約する顧客並びに、現在利用している既存顧客へも適用されるため、そのための約款の改定についても既存顧客も適用対象とするとの理解でよいか。	今般の改正は、金融機関による貸金庫業務の適正化を図るために必要な着眼点について監督指針で示したものであるところ、既存の顧客に対して

№	コメントの概要	金融庁の考え方
51	<p>既存顧客が現金等の②「リスクが高いと考えられる物品等」を格納していると判明した場合、即時解約とはせずに、顧客に対して丁寧な説明・対応を行い、顧客に取り出しを促していく運営に問題はなにか。</p>	<p>も必要な対応を行っていただく必要があると考えます。</p> <p>改正後の監督指針の内容については、顧客に周知の上で、速やかに対応いただく必要がありますが、約款等やサービス利用方法の変更等は、既存の顧客にも多くの影響があることから、直ちに対応完了まで求めるものではありません。また、対応が完了できない顧客について、監督指針上、即時に解約を求めるものではなく、個別の貸金庫契約の解約要否は、各金融機関における継続的顧客管理の中で検討いただくことが適当と考えます。</p>
52	<p>「リスクが高いと考えられる物品等」に現金が含まれるとのことだが、現金を格納している既存顧客は一定数存在すると考える。銀行側の不祥事を発端とした貸金庫問題であるにもかかわらず、当該顧客に対し、現金の取り出しを強いるのは顧客から理解を得られない可能性が高い。対象は新規契約先に限定できないか。</p>	<p>なお、犯収法第8条第1項に規定の疑いがあると認められる場合には、疑わしい取引の届出を行うことが必要です。</p>
53	<p>改定後の約款において「リスクが高いと考えられる物品等」と定めたものが格納されていることが発覚または申告された場合、もしくは顧客から改定後の約款に理解いただけない場合、銀行側ではどのような対応を行う想定か。</p>	
54	<p>「リスクが高いと考えられる物品等」の格納除外についての顧客向け周知は、貸金庫規定の改定およびホームページ等での告知、店頭チラシ・ポスターの掲出や貸金庫開閉に伴って来店された先への個別周知等を行うことで、周知義務を果たしていると認識してよいか。</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、②のとおり、貸金庫の約款等において、リスクが高いと考えられる物品等を適切に格納可能な物品から除外いただく必要があります。</p> <p>なお、改正後の監督指針の内容については、顧客に周知の上で、速やかに対応いただく必要がありますが、約款等やサービス利用方法の変更等は、既存の顧客にも多くの影響があることから、直ちに対応完了まで求めるものではありません。</p>
55	<p>「リスクが高い物品等が適切に格納可能な物品から除外されているか」とあるが、約款に「リスクが高い物品等」の格納を不可にすることを盛り込む必要性があるか。</p>	
56	<p>監督指針改正を踏まえた約款等の見直しに関し、民法や消費者契約法に照らして、既存契約先についても周知を行うことをもって見直して問題ないと理解してよいか（約款変更による個別同意の取得は不要との理解でよいか）。</p> <p>また、約款等の見直しに関する事前周知期間としては、どの程度が望ましいか。</p>	<p>金融庁は私法上の契約の有効性を判断する立場になく、消費者契約法は金融庁の所管外の事項であり、金融庁からの回答は差し控えさせていただきます。</p> <p>なお、③の「顧客の貸金庫利用時の行員による立会いや、カメラによる撮影等」は、貸金庫がマネー・ローンダリングや不正な目的等に利用されていないかを確認するために必要な管理態勢として例示しているものであり、格納物の種類・数量を逐一確認するための態勢として想定しているものではありません。</p>
57	<p>顧客の貸金庫利用時の職員による立会やカメラによる撮影等は、貴重物の保管函の貸与という現状の貸金庫契約の趣旨からは大きな商品性の変更を伴うものと認識しているが、商品性の変更にかかる顧客の承認は不要か。</p>	
58	<p>例示されている「現金」以外に、②「リスクが高いと考えられる物品等」として具体的に想定されているものはあるか。リスクベースアプローチによる判断により、金融機関毎に格納可能な物品が大きく異なる場合、顧客に混乱を来す可能性や</p>	<p>現金は、その流動性及び匿名性から犯罪収益の追跡が困難となる可能性が高く、マネー・ローンダリングや貸金庫の不正利用等防止の観点からリスクが高いと考えられることから、その旨を示したものであり、現金には本邦通貨及び外国通貨が含</p>

№	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>苦情につながるリスクがあると考ええる。</p> <p>あるいは「リスクが高いと考えられる物品等」に該当しないものはあるか。金額の多寡も含めてお示し頂きたい。</p> <p>「金地金」を含む宝石及び貴金属については、これらの売買を行う宝石・貴金属等取扱事業者は犯収法に基づき疑わしい取引の報告等も実施していること等も踏まえ、「リスクが高いと考えられる物品等」に含まれない、との理解でよいか。</p>	<p>まれると考えます。なお、国家公安委員会で公表されている「令和6年 犯罪収益移転危険度調査書」においても、貸金庫が現金の格納によりマネー・ローンダリングに悪用された事例が指摘されております。現金の他にどのような物品等を除外するかどうかは、各物品等のマネー・ローンダリングや貸金庫の不正利用等のリスクを踏まえて各金融機関において判断されるべきものと考えます。</p> <p>例えば、金を含む貴金属や宝石については、これらの取扱事業者が犯収法上の義務を負う者となっていることから、換金しようとする段階で捕捉することが可能であるため、現金に比べて、マネー・ローンダリングや貸金庫の不正利用等防止の観点からリスクが高いとまではいえず、②の「リスクが高いと考えられる物品等」には該当しないと考えられます。</p>
59	<p>リスクが高いと考えられる物品に現金が含まれているが、格納の可否については、各金融機関が金額等を踏まえてリスクベースで判断して問題ないと理解してよいか。</p> <p>また、格納を可とする場合の金額水準について、考え方や具体例があればお示しいただきたい（例：個人顧客であれば、マネロン防止の観点から、取引時確認が必要な金額程度まで認めるなど）。</p>	<p>また、例えば、記念通貨や現在発行されていない貨幣・紙幣（ただし、現在発行されている紙幣と肖像が同一であるものは除く。以下同じ。）については、個人が収集目的で貸金庫に格納することも合理的であると考えられることから、基本的には②の「リスクが高いと考えられる物品等」には含まれないと考えられます。もっとも、悪意のある者がマネー・ローンダリングや不正利用等の目的で記念通貨や現在発行されていない貨幣・紙幣を格納することがないかについては、③に記載の内部管理態勢等の中で確認する必要があることに留意いただく必要があると考えます。</p>
60	<p>コレクション目的で収集されることが多い記念硬貨、旧券・旧貨・古銭、外貨は②「リスクが高いと考えられる物品等」に含まれるか。</p>	<p>また、例えば、記念通貨や現在発行されていない貨幣・紙幣を格納することがないかについては、③に記載の内部管理態勢等の中で確認する必要があることに留意いただく必要があると考えます。</p>
61	<p>記念貨幣は、200万円超の高額な販売の場合、犯収法に基づく取引時確認を行っており、マネー・ローンダリングに利用されるリスクが低いと考えられるため、「リスクが高いと考えられる物品等」に該当しないと整理することは可能か。</p>	<p>なお、貸金庫の性質を踏まえると、金融機関が格納物の金額を把握し、その格納可否を判断することは適さないと考えますので、格納物の金額を基準に「リスクが高いと考えられる物品等」に含まれるかを判断することは想定しておりません。</p>
62	<p>現金が②「リスクが高いと考えられる物品等」に含まれるとされる考え方について、現金取引が流動性及び匿名性が高く、犯罪収益の流れの解明が困難となり、他人になりすますなどした上で、マネー・ローンダリングを行った事例が多数存在すること等によるものとの理解でよいか。</p> <p>また、現金については金額を問わず許容できないとの理解でよいか。もし一定金額を許容する場合は、金額基準はどのような考え方で設けるべきか。</p>	
63	<p>「リスクが高いと考えられる物品等」には現金が含まれるとあるが、金貨等の資産価値のある通貨や金塊等もここに含まれるという認識でよいか。</p> <p>また、指輪等の貴金属や不動産の権利証等についても高リスクと考えられる物品等に該当するか。</p> <p>「リスクが高いと考えられる物品等」について具体的に例示いただきたい。</p>	

№	コメントの概要	金融庁の考え方
64	<p>現金については、リスクが高いと考えられる物品等、として明確に定義付けしたものと理解すればよいか。現金を、リスクが高いと考えられる物品等、として、明確に定義付けないということであれば、以下のような、記載が必要ではないか。</p> <p>貸金庫の約款等において、リスクが高いと考えられる物品等に現金を除外していない場合には、何何何何、をしているか。</p>	
65	<p>現在のマネロンは海外の暗号資産交換所の利用が多く、頻繁に暗号資産の交換及び送金が行なわれる。マネロン目的で貸金庫で現金を保管することは、今日考えられない。マネロン対策は、海外暗号資産交換所との取引規制をすべきである。</p> <p>現金を貸金庫に入庫することを全面的に禁止すべきでなく、銀行に現金を貸金庫に入庫することを申告する等で認めるべきである。</p>	
66	<p>現金の保管を禁止するには大いに反対。危険物の保管は禁止すべきだが、銀行預金等のペイオフリスク回避や手元資金保管のため貸金庫に現金を保管する社会的必要性がある。現金には自宅で保管した場合に窃盗や災害のリスクがあり、また、家族間等でトラブルを誘発する可能性がある。自宅で保管するための金庫の購入やセキュリティシステムの導入等は多額の費用が必要となる。個人の資産である現金の保管は認めるべき。高額商品の頭金等で一時的に現金を保管する必要となる場合もあるし、やむを得ず現金が必要となり保管する場合もある。</p> <p>貸金庫での現金保管とマネー・ローンダリングとの関連性について、明確な根拠を示すべきである。どうしても制約すべきと考えるのであれば、記念硬貨や旧紙幣は「保管できないもの（現金）」の対象から除外する、または「額面200万円を超える現金は保管できない」などの閾値を設定すべきであるとする。</p>	
67	<p>数十億円単位の多額の価値を有するものとして例えば暗号資産を移転するための口座暗号鍵を書いた紙のようなものについても、行員による盗難リスクはある。それらも含め包括的な実効性ある規制とすべきである。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
68	<p>②「貸金庫の約款等について定期的に見直し」とあるが、約款の変更を既存顧客にも適用する場合、相応の負担や周知期間が必要となる。約款見直しのタイミングについて、情勢に応じて、各金融機関が適宜対応するという理解でよいか。また、自社・他社における事案の発生状況、利用目</p>	<p>②の「貸金庫の約款等について定期的に見直し」は、関連法令の改正や社会情勢・マネー・ローンダリング等の情勢、貸金庫の利用状況等を踏まえて、各金融機関において貸金庫の約款等の改訂の要否を含めて検討いただくことを求める趣旨です。</p>

№	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>的等の確認結果も含めた貸金庫の利用・運営状況、関連法令の改正等の状況に鑑みて適切な対応が取れている場合は、必ずしも約款の変更を求めものではないとの理解でよいか。</p>	<p>原案でも、上記の趣旨は明らかと考えますので、原案のとおりとさせていただきます。</p>
69	<p>②「また、格納可能な物品の適切性を含め、貸金庫の約款等について定期的に見直しを行っているか」と記載されているが、この記載意図としては、格納可能な物品は、当該金融機関の置かれているリスク状況を鑑み、格納物を適宜変更することを求めているということによいか。</p>	
70	<p>貸金庫の約款等の定期的な見直しにおける「定期的」については、一定期間のイメージがあるというよりも、変更すべき事項があれば見直すということと理解してよいか。例えば、「定期的に見直し要否について検討を行い、必要に応じて見直しを行っているか」としてはどうか。</p>	
71	<p>③「貸金庫の利用目的等の確認」について、顧客から申告書を提出頂くことを想定している。丁寧に説明するプロセスを前提としつつ、それでも既存顧客からかかる申告書の提出を拒まれた場合には、解約も含めた対応を各金融期間の判断で実施することに問題はないか。</p> <p>また、利用目的の確認を郵送で行う場合において、例えば、郵便物が未達で返戻されるなど顧客との連絡がつかない状態が継続した場合や、顧客が利用目的等の回答を拒絶した場合、銀行側ではどのような対応を行う想定か（例：強制解約を行う、問題が解決するまで一時利用を停止するなど）。</p>	<p>監督指針において即時に解約を求めるものではありません。個別の貸金庫契約の解約要否は、各金融機関における継続的顧客管理の中で検討いただくことが適当と考えます。</p> <p>なお、犯収法第8条第1項に規定の疑いがあると認められる場合には、疑わしい取引の届出を行うことが必要です。</p>
72	<p>③「貸金庫の利用目的等の確認」について、書面（例：貸金庫格納物に係る申告書）による方法や、電磁的方法等で「逸脱していない」旨の申告を受けする方法が考えうるが、金融機関の判断によるという理解でよいか。</p>	<p>利用目的等の確認方法は、例えば、顧客の来店時に「マネー・ローンダリングや不正利用を目的に利用していないこと」及び「格納物が貸金庫の約款に定める範囲を逸脱していないこと」等の確認事項についてチェックリスト方式の申告書の提出を受け等の方法で行うことが考えられますが、これに限られるものではありません。</p>
73	<p>貸金庫契約の締結や貸金庫の利用等に当たり、利用目的等の確認を行うこととされているが、具体的にどのような確認方法を想定しているか。</p> <p>また、利用目的の他に確認すべき事項として想定しているものがあればお示しいただきたい。</p>	<p>例えば、来店のない既存顧客については、郵送等により利用目的等の確認のための申告書を送付し、顧客から申告書の返送を受けるといった方法により利用目的等を確認することが考えられます。なお、金融機関側で掲示や郵送による注意喚起を行うのみでは不十分と考えます。</p>
74	<p>利用目的等の確認は、既存契約先に対して対面で一斉に実施するのは困難である。例えば、顧客の来店時を捉えた確認や、ODDのタイミングでの郵送等による確認も許容いただきたい。特に全自動貸金庫の場合、来店時を捉えた確認も困難で</p>	<p>利用目的等の確認のタイミングについては、顧客の貸金庫の利用の都度確認することが望ましい</p>

№	コメントの概要	金融庁の考え方
	あり、郵送等による確認が現実的である。	と考えます。なお、例えば、1カ月間等の一定期間に複数回利用している顧客について、マネー・ローンダリングや不正利用等防止の趣旨を損なわない範囲で顧客の負担等を勘案して、各金融機関の判断で柔軟に運用することは許容されると考えます。
75	行員が接点を持つことが難しい既存契約先の利用目的等の確認に関し、顧客の開閉操作時に自動貸金庫の画面パネル等に「現金は格納しない」、「マネロン目的で使用しない」等の文言を表示し、ボタンの押下により意思確認をするといった設備面の手段を取ることは許容されるか。また、窓口で顧客とコンタクトを取れる先に対して、利用目的等を確認する方法として、個別の申告書等を徴求するのではなく、貸金庫開閉時に徴求する開閉依頼書等の文言に前記文言を入れ込むことで対応すること等も許容されるか。	また、利用時に顧客との接点がない貸金庫の確認方法・タイミングについては、顧客による貸金庫の利用の一連のプロセスの中で利用目的等を確認することや、一定期間毎に郵送等により利用目的等の確認のための申告書を送付し、顧客から申告書の返送を受けるといった方法により利用目的等を確認することが考えられます。
76	利用目的等の確認に関し、契約時に加え、利用の都度行うのは顧客負担が大きく、顧客から理解を得られない可能性がある。利用目的の確認の頻度は、リスクベースアプローチにより柔軟に設定することを許容いただきたい。	
77	「貸金庫の利用等」とは、お客様が貸金庫の開閉をする以外にどのような場合を想定しているか。	
78	③「貸金庫の利用目的等の確認」について、定期的に顧客に対し約款に定める範囲を逸脱しないよう契約時の説明とポスターやチラシによる掲示あるいはDMの郵送等で注意喚起をするのみでは不十分であり、申告書等の提出により顧客の意思を確認すべきという理解でよいか。	
79	③「貸金庫の利用目的等の確認」について、犯収法の取引時確認とは別途申告して頂くという理解でよいか。	犯収法に基づく取引時確認とは別途、確認することを求めているものです。
80	③「貸金庫の利用目的等の確認」について、代理人が指定されている場合は、本人または代理人のいずれかから確認を行うということでよいか。	③の「貸金庫の利用目的等の確認」については、実際に貸金庫を利用し、格納物を出し入れしている者に確認を行う必要があると考えられるところ、実際に貸金庫を利用している契約者本人又は代理人のいずれかに確認することで足りると考えます。
81	③「貸金庫の利用目的等の確認」について、顧客から申告書を提出頂くことを想定している。その場合、実際に行員が金庫の中身と顧客からの申告書等との相違を確認する義務を負わないという	顧客からの申告内容と実際の貸金庫の格納物の種類・数量を逐一確認することは、監督指針において求めておりません。

№	コメントの概要	金融庁の考え方
	理解でよいか。	
82	③「貸金庫の利用目的等の確認」について、確認結果の保存期間は取引時確認記録表と平仄を合わせる必要はなく、リスクベースでの各行判断でよいか。	ご質問の取引時確認記録表の内容が必ずしも明らかではありませんが、確認結果の保存期間を含めてどのような態様で顧客に利用目的等の確認を実施するかは、マネー・ローンダリングや不正利用等のリスクに応じて、各金融機関において判断されるべきものと考えます。
83	顧客から申告書等を徴求することにより利用目的等の確認を行う場合、当該申告書等の保存期限は各行で判断すべきものと考えているが、金融庁として想定している目安（最低保管期限等）があればお示しいただきたい。	
84	③において、適切な貸金庫の管理を実施するための内部管理態勢として、行員による立会やカメラによる撮影が例示されている。カメラ撮影は、顧客の手元や貸金庫室の出入口を映して格納物を確認する、という趣旨ではなく、行員や顧客の入退室を把握すべきである、というものの理解でよいか。行員立会いやカメラ撮影につき、具体的な想定があれば伺いたい。	③の「顧客の貸金庫利用時の行員による立会いや、カメラによる撮影等」は、貸金庫がマネー・ローンダリングや不正な目的等に利用されていないかを確認するために必要な管理態勢として例示しているもので、格納物の種類・数量を逐一確認するための態勢として想定しているものではありません。 ご質問のカメラによる撮影の方法や行員による立会いの方が適切な貸金庫の管理を実施するための内部管理態勢に該当するかについては、一概に回答することは困難ですが、行員による立会いや、カメラによる撮影等は、貸金庫がマネー・ローンダリングや不正な目的等に利用されていないかを確認するための管理態勢の例示であり、各金融機関が提供する貸金庫の特性等も踏まえて、必要な管理態勢を整備いただく必要があると考えます。
85	例示の「顧客の貸金庫利用時の行員による立会い」は、行員が貸金庫の格納物の確認まで行うことを想定しているものではないと理解してよいか。また、どこまで立ち会うべきかは、各行の判断でよいか（例：①金庫室案内まで、②金庫室内に立会う（手元は見ない））。	例示の他にどのような管理態勢を整備するかは、各金融機関が提供する貸金庫の特性等も踏まえて、適切な方法を検討いただく必要があると考えています。
86	③の「（例えば、顧客の貸金庫利用時の行員による立会いや、カメラによる撮影等）」については、どこまで立会い・カメラ撮影を求めるのかを明らかにすべきである。 仮に、金融機関職員が貸金庫の内容物を知りうることになる場合、従来の貸金庫取引の性質（商品性）を変更させることになるのではないか。	なお、貸金庫の約款等においてリスクが高いと考えられる物品等を格納可能な物品から除外するのみでは、実際に当該約款等に従って貸金庫がマネー・ローンダリングや不正な目的等に利用されていないことの実効性を図ることは困難であると考えます。
87	「顧客に対して格納物が貸金庫の約款に定める範囲を逸脱することがないか確認する」、「適切な貸金庫の管理を実施するための内部管理態勢（例えば、顧客の貸金庫利用時の行員による立会いや、カメラによる撮影等）が整備されているか」とあるが、例えば実際に現金が格納されていないことを貸金庫利用の都度確認することは困難と考えられる（全自動、半自動貸金庫では職員の立会いは行われぬ）。また、カメラで撮影しても死角ができるため確実に格納物を確認することは困	

№	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>難と考えられる。このような状況の中で、実務上、何をどこまで確認すれば良いのか、事例等を示していただきたい。</p> <p>全自動貸金庫では、ビジネスモデルが成り立たないのではないかと。</p>	
88	<p>適切な貸金庫の管理を実施するための内部管理体制の整備方法の例示以外で想定される方法があればお示しいただきたい。現在例示されている「顧客の貸金庫利用時の行員による立会い」は、全自動貸金庫の場合、サービスの性質上実施は困難である。加えて、全自動貸金庫以外の貸金庫においても、店舗によっては人員が限られ、全利用者への立ち会いが困難なケースがある。また、同じく例示の「カメラによる撮影」は、防火仕様の施設内でのカメラの設置はコストが高額となり現実的ではないケースもある。</p>	
89	<p>お客さまが貸金庫に入室中、必ず金融機関職員が入室して立ち会うことは、それに時間を割く職員の負担が大きいです。また、職員が内容物を知ってしまうことにより、お客さまから疑いの目で見られてしまいます。信用金庫の場合、職員がお客さまの属性を十分把握しているケースが多いです。貸金庫室内部への職員立ち会いはお客さまへの心理的圧迫感が大きいです。知っている職員に内容物を見られるからです。事務手続書で定めても現場（営業店）で実行されないと思います。</p> <p>今回の監督指針改定は過剰な負荷を金融機関に与えていないでしょうか。</p> <p>格納してはいけない物品を貸金庫規定に明記すれば十分だと思います。捜査機関によって内容物を確認されたときに、違反物が格納されていることが分かれば、貸金庫規定違反を理由に金融機関が貸金庫契約を解約できるからです。</p>	
90	<p>「(略) ... 適切な貸金庫の管理を実施するための内部管理態勢（例えば、顧客の貸金庫利用時の行員による立会いや、カメラによる撮影等）が整備されているか。」との記載について、どの時点における内部管理態勢のことを指しているのか。</p> <p>また、プライバシーをどの様に考慮するのか。</p>	
91	<p>「例えば、顧客の貸金庫利用時の行員による立会いやカメラによる撮影等」と記載されているが、職員が貸金庫の内容物を確認する行為を示しているのであれば、貸金庫というスペースをお客様にお貸しするという、これまでの対応と大きく異なるものであり、借主の理解が得られないほか、プライバシーの侵害にあたる可能性はない</p>	

№	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>か。</p> <p>また、職員とお客様が隔離されたスペースで格納品を確認する行為は、お客様とトラブルが発生する可能性があるのではないかと。職員1名での対応の場合、お客様とトラブルが発生した際、適切な現場状況の把握が出来なくなる懸念もある。これらの防止のための更なる対応が必要になるが、資源、人員の面から見て対応が難しい。</p> <p>については、契約時に「リスクが高い物品等」について格納できない旨の同意を取得することで、都度の格納物の確認を不要とすることは可能か。</p>	
92	<p>例示の「カメラによる撮影」は、貸金庫の格納物まで撮影することを想定しているものではないと理解してよいか。その場合、貸金庫ブース（顧客が貸金庫を開閉する部屋）の入口にカメラを設置し、ブース内には設置しないことも対応としてあり得ると理解してよいか。</p>	
93	<p>③の「(略)… (例えば、顧客の貸金庫利用時の行員による立会い… (略))」とは、顧客が利用中に職員が常に立ち会うのではなく、貸金庫(室)への入室時に立ち会うだけで足りるか。</p>	
94	<p>マネー・ローンダリング防止の観点から、顧客宛にカメラで撮影していることを周知していくものの、撮影した記録(映像)を定期的を確認することは必須ではないという理解でよいか。</p>	<p>カメラによる撮影は、貸金庫がマネー・ローンダリングや不正な目的等に利用されていないかを確認するために必要な管理態勢として例示しているものです。</p> <p>各金融機関においてリスクベースで対応いただく必要があると考えますが、撮影記録を定期的を確認することも一例として考えられます。</p>
95	<p>カメラ撮影等によって顧客の不正利用が特定できた際には、疑わしい取引報告等の対応が必要となるのか。</p>	<p>犯収法第8条第1項に規定の疑いがあると認められる場合には、疑わしい取引の届出を行うことが必要です。</p>
96	<p>現金をマネロン・テロ資金供与や不正利用目的で、保管や受渡しに利用するのは金融機関の貸金庫に限らず、一般の倉庫業者の倉庫と何ら変わらない(むしろ、金融機関の貸金庫がわざわざマネロン等目的で利用されたという立法事実は全く存在しない)。また、民間のトランクルームの内部に監視カメラを設置する義務はあるのか。貸金庫について格別の過剰な規制にすべきではなく、一般の倉庫業と平仄のとれた規制とすべきである。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>銀行及び協同組織金融機関は犯収法上、特定事業者とされており(犯収法第2条第2項第1号、第2号、第4号、第6号)、「貸金庫の貸与を行うことを内容とする契約の締結」が特定取引とされていることから(犯収法施行令第7条第1項第1号エ)、これらの金融機関が貸金庫を提供するにあたっては、犯収法や「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づき、リスクを勘案し、適切に対応する必要があると考えます。</p>
97	<p>中小・地域金融機関向け監督指針Ⅱ-3-1-8-1は、近時の報道等を見ていけば、行員不正の事件から記載内容を一応理解することができるが、法令や条例、判例等が先行しているわけでも</p>	<p>ご質問の倉庫業及び民間のトランクルーム等に関しては、金融庁の所管外の事項であり、金融庁からの回答は差し控えさせていただきます。</p>

№	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>ないため、この記載単独では経緯・背景は分からずおよそ参考になりません。</p> <p>また、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の機運の高まりについては一応理解できますが、貸金庫におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の不正な目的での利用があった、あるいは、そのおそれがある重要な事項としたのであれば、その発端となった原因や事象について触れて欲しいです。特定事業者ではない金融機関以外の民間貸金庫事業者への言及も必要かと思えます。</p>	
98	<p>マネー・ローンダリング（及びテロ資金供与）と不正利用が、並列で記載されている場合と、前者が後者に包含して記載されている場合があるが、何か違いがあるか。</p>	<p>読みやすさの観点から包含する形で記載しているところもありますが、広く貸金庫の不正利用の観点からも特に留意いただきたい着眼点については、不正利用についても明示しており、原案のとおりとさせていただきます。</p>
99	<p>タイトルは以下のように修文が必要ではないか。</p> <p>修文 マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の不正目的利用リスクへの対応 原文 マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等のリスクへの対応</p>	
100	<p>中小・地域金融機関向け監督指針Ⅱ-3-1-8-1第2段落は前段落の表記を踏まえると、以下のように修文が必要ではないか。</p> <p>修文 マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の不正目的利用リスクへの対応 原文 マネー・ローンダリング及びテロ資金供与並びに不正利用への対応</p>	
<p>主要行等向け監督指針 Ⅲ-3-1-8-2 (3) 中小・地域金融機関向け監督指針 Ⅱ-3-1-8-2 (3)</p>		
101	<p>主要行等向け監督指針Ⅲ-3-1-1「不祥事件等に対する監督上の対応」に同様の記載を追記する必要がないか。</p> <p>貸金庫からの顧客資産の窃取等のみならず、銀行員による顧客資金の着服事例についても、同指針Ⅲ-3-1-8-2(3)と同様に、「捜査への支障がある場合や顧客が公表を望まない等の例外的な場合を除き、原則公表する」必要がないか。</p> <p>金融機関における窃盗・横領事案において、貸金庫からの顧客資産の窃取・横領事案に限って、事案の公表等、に関する金融庁としての見解を記載するのはなぜか。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>金融機関に対する信頼を大きく揺るがすといった社会的影響が認められたことに鑑み、行員による貸金庫からの顧客資産の窃取・横領事案については、捜査への支障や顧客が公表を望まない等の例外的な場合を除き、原則として公表することを求めたものです。</p> <p>その上で、その他の顧客資産の窃取・横領事案に関する対応については、上記の考え方に準じて、一義的には各金融機関において、社会的影響、捜査機関との関係、被害者との関係等を総合的に勘案し判断することが重要と考えます。</p>

№	コメントの概要	金融庁の考え方
102	<p>中小・地域金融機関向け監督指針Ⅱ-3-1-8-1の第二段落の記載では、貸金庫における「顧客資産の窃盗・横領事案」について、第一段落の内容を受けて「貸金庫内の顧客資産の窃取等の行員による不正等」を前提とするものなのか、窃盗から横領まで拡張されていることから、行員による不正等に限定せずに、行員以外の第三者で外部からの犯罪行為を含めたものなのか、その範囲について判別が付きません。</p> <p>少なくとも、「顧客資産の窃盗・横領事案」について「貸金庫内の顧客資産の窃取等の行員による不正等」を前提とする場合、これは不祥事件として届出の対象となる（信金法第87条第1項第6号、同法施行規則第100条第1項第35号・同条第7項第1号）、不祥事件一般に公表を義務付ける規定はないため、公表を義務付けられる貸金庫に関する不祥事件とそれ以外の不祥事件について、その平仄をどのように考えているか教えてください。</p> <p>また、公表する趣旨との関係で、「捜査への支障がある場合や顧客が公表を望まない等の例外的な場合」の範囲が定まるため、まずは公表する趣旨について監督指針の中に明記してください。</p>	<p>なお、顧客資産の窃取・横領事案を含む不祥事件等に対する対応については、主要行等向け監督指針Ⅲ-3-1-1(3)、中小・地域金融機関向け監督指針Ⅱ-3-1-1(3)もご参照ください。</p>
103	<p>「(略)…貸金庫からの顧客資産の窃取・横領事案については、捜査への支障がある場合や顧客が公表を望まない等の例外的な場合を除き、原則公表することとしているか。」との記載について、規定等への明記等の必要はあるのか。</p>	<p>「公表することとしているか」と記載しているとおり、必要に応じて社内規程等に記載するなど公表するための社内態勢等を整備いただく必要があります。</p>
104	<p>貸金庫からの顧客資産の窃取・横領事案の発生時における対応については、例えば貸金庫規定等に記載し公表すべきか、または金庫内の態勢が整備されていれば問題ないか。</p>	<p>なお、顧客資産の窃取・横領事案の発生時の対応について、貸金庫の約款等に記載することを監督指針において求めているものではなく、どのような方法により態勢を整備するかについては、各金融機関において検討いただく必要があると考えます。</p>
105	<p>顧客が公表を望まないからといって公表不要としてしまうと、銀行が不祥事発覚を恐れ、損害全額を補填することで、顧客が公表不要に同意してしまう可能性があり、事案の隠蔽につながる。隠蔽されると今回の具体的事案のように、同一犯または過去の類似事案の発覚を妨げる可能性があるため、必ず公表させるべきである。少なくとも、当該銀行の貸金庫顧客全てに対して事件発生を通知し、損害の有無を確認させなければ、隠れた被害救済の妨げとなりかねない。また、上記観点から警察や所管金融当局への報告・連携は必須とすべきである。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、銀行等の役職員による横領その他の犯罪行為等の不祥事件が発生したことを知った場合は金融庁又は財務局への届出事由となっており（銀行法施行規則第35条第1項第38号、同条第9項第1号）、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-3-1-1(1)②、中小・地域金融機関向け監督指針Ⅱ-3-1-1(1)②においても、「刑罰法令に抵触しているおそれのある事実については、警察等関係機関等への通報。」が確認事項として記載されております。</p>

№	コメントの概要	金融庁の考え方
106	警察捜査に支障がない場合は、顧客名を除き原則公表する等の方針を監督指針で明確に示してほしい。	貴重なご意見として承ります。原則公表いただく必要がありますが、被害者である顧客との関係を考慮の上で対応いただく必要があります。
107	事案発生時には原則公表するものの、その公表内容については、事案の内容等を踏まえ、個別に検討するものと認識しているが、相違はないか。	どのような内容を公表するかについては、各金融機関において、事案の内容等も踏まえて、検討いただく必要があると考えます。
108	「類似事例の再発防止のために必要な措置の検討を行っているか」について、必要な措置の検討とは、主要行等向け監督指針Ⅲ－３－１－８－２（１）①～④で提示された態勢整備を検討することと同義との理解でよいか。	主要行等向け監督指針Ⅲ－３－１－８－２（１）記載の着眼点についても重要ではありますが、個別具体的な類似事例が自行・自社で生じる可能性がないかという観点で、管理態勢の見直し等を検討いただく必要があります。
109	第二段落第二文における「他社」について、金融機関の他に、民間の貸金庫を取り扱う事業者を指していますか。ここでの「他社」の範囲について、その範囲を設定した趣旨を踏まえて教えてください。	「他社」には、貸金庫を提供する金融機関が該当すると考えますが、貸金庫や貸金庫に類似するサービスを提供する金融機関以外の事業者において顧客資産の窃取・横領事案が生じたことが発覚した場合には、類似事例の再発防止のために必要な措置の検討を行うことが望ましいと考えます。
110	「また、貸金庫からの顧客資産の窃取・横領事案が発生した原因を分析し、再発防止に向けた対策を講じているか。さらに、他社における貸金庫からの顧客資産の窃取・横領事案を踏まえ、類似事例の再発防止のために必要な措置の検討を行っているか」とあるが、ここでいう「他社」とは、金融機関以外の業種の会社も含んでいるのか。	
その他		
111	<p>自動貸金庫の契約者のカード及び暗証番号を入手することで、第三者が貸金庫室に入室できるリスクに触れていない。第三者が貸金庫に入ること、契約者の財産の窃盗、財産情報の収集が可能となる。本改正案にあるような貸金庫室前に防犯カメラ設置では不十分である。自動貸金庫をカードすら使わない完全な生体認証にすれば、第三者は貸金庫に入室できない。完全な生体認証を促すべきである。</p> <p>また、店舗建て替え時に自動貸金庫を手動貸金庫に戻すのも、第三者による窃盗を防ぐことができる。貸金庫開閉に金融機関職員が立ち会うことで、契約者以外の第三者が開閉することを防止できる。手動貸金庫は、頻繁に利用する契約者からみれば、顔及び声による生体認証ともいえる。</p> <p>貸金庫は、金融機関にとって資産家の困り込みによる収益増に必要であり、以上ご検討願いたい。</p>	貴重なご意見として承ります。

№	コメントの概要	金融庁の考え方
112	<p>行員の信用情報についてCICなどの信用情報機関に照会することを可能にはできないか。貸金庫業務に従事する行員については破格な借金がないことを定期的に調査できないか。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
113	<p>金融機関が顧客からの信頼の下で業務運営を行うことは金融システムの安定・信頼や質の高い金融機能を維持する上での大前提であります。こうした観点から、貸金庫の管理態勢について、今回の監督指針の改正案は、時季を得た適切な内容であると考えます。</p> <p>なお、近年、銀行の営業店舗において、後方事務の本部集約化や法人営業店の統合、店舗内店舗など、店舗運営や人員構成、レイアウトが従来と大きく変わってきていることや、職員の価値観も多様化していることなどを踏まえれば、今後、貸金庫業務を取り巻く環境やリスク等が変化した場合には、本監督指針の適切な見直しが行われることも必要であると思われまます。</p> <p>さらに、貸金庫の貸与を行うことを内容とする契約の締結が特定取引に該当すること（犯収法施行令第7条第1項第1号エ）を踏まえれば、今後、疑わしい取引の届出参考事例の改正の時期に、併せて、貸金庫業務に関する参考事例を追加することや、金融庁マネロンガイドラインのFAQの改訂の際に、貸金庫業務に関するリスク評価手法やその利用者の顧客リスク評価の見直し等について記載すること等も、検討に値するのではないかと思ひます。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
114	<p>「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等のリスクへの対応」については、貸金庫を利用する本人や代理人の本人確認は利用の都度、顔写真付きの運転免許証やマイナンバーカードで行い万全を期すべきである。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
115	<p>利用時の注意喚起として、政府主導でマネロン対応等の広報活動を実施していただくと共に、金融機関で使用可能なチラシ等の作成をしていただきたい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
116	<p>5年以上貸金庫の開閉がないのは、表に出せない現金・書類等で脱税の可能性がある。金融機関は、契約者の生存、契約継続の確認、および貸金庫内容物の確認をすべきであり、契約者が契約継続意思もしくは脱税の現金・書類でないことを疎明できない場合は、金融機関の裁量で貸金庫を解約すべきである。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

№	コメントの概要	金融庁の考え方
117	<p>事案発生時に監督当局としてどう対処するのかも述べるべきである。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、銀行の役職員による横領その他の犯罪行為等の不祥事件が発生したことを知ったことの届出を受けた場合の当局の対応については、主要行等向け監督指針Ⅲ－３－１－１、中小・地域金融機関向け監督指針Ⅱ－３－１－１をご参照ください。</p>